

別紙

特定生産緑地（豊中市）の指定の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

地区名	位置	特定生産緑地の 解除面積	図面番号
上野坂2B	上野坂2丁目地内	約 0.13 ha	1
原田中1A	原田中1丁目地内	約 0.20 ha	2

「区域は特定生産緑地（豊中市）解除図表示のとおり」